

SBC

First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2015年(平成27年)

11月5日(木)

発行: 税理士法人 SBC パートナース
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

マイナンバー制度 通知直前セミナー

日時: 2015年11月9日(月)

13:00~14:30

講師: 税理士法人 SBC パートナース

関西統括取締役 伊東 岳俊

対象: 顧問先様・顧問先様からの紹介先様
(紹介先様だけの参加も可)

定員: 10名(先着順)

参加費: 無料

会場: SBC 本社セミナールーム

大阪市北区太融寺町3-24

日本生命梅田第二ビル3F

各線大阪駅・梅田駅から徒歩6分

お問合せ: 税理士法人 SBC パートナース

Tel: 06-6315-1819

(担当: 國森・宮阪)

Scope

インボイス(税額票)

軽減税率を導入しているE Uで採用されているのが、インボイスで、商品やサービスを売却する事業者が買い手の事業者が発行する伝票のことをいいます。商品ごとの税率や税額を書き込みます。事業者は、このインボイスをもとに、顧客から受け取った消費税額から、仕入先に支払った税額を控除した額を納税することになります。消費税の税率が複数になった場合でも、事業者が納めるべき税額を正確に把握することができます。

消費税率引き上げと同時に軽減税率導入を 請求書利用の簡易税額票を中心に検討へ

政府・与党は2017年4月に消費税率を8%から10%に引き上げるのと同時に、食料品などの税率を据え置く軽減税率を導入する検討に入った。

与党税制協議会の第4回消費税軽減税率制度検討委員会では、財務省から試算として新たな軽減税率制度「還付ポイント制度」が提示されたが、この試算に対し自公両党内からは、未だ制度がスタートしていない「マイナンバー制度」の個人番号カードを利用して還付する制度となっているため、批判的意見が続出し、同試算の採用は見送られることとなり、この騒動が自民党税制調査会会長の交代劇にまで発展している。

野田毅前会長から交代し、新たに自民党税調会長に就任した宮沢洋一前経済産業相は、消費税率引き上げと同時に軽減税率を導入する旨を明らかにしており、改めて軽減税率の仕組みが注目されている。

財務省は、軽減税率導入にはインボイス(税額票)の発行が欠かせないと主張するが、一方で、自民党内には、E U並みのインボイスには、「商店など中小事業者の取引に大きな事務負担が発生し、現場が混乱する」との反対論が根強く、経済界も反対の構えを見せている。

そこで、ここへきて浮上してきたのが、事業者の事務負担の少ない簡易版インボイス(税額票)の導入だ。

現行の請求書に対象品目や取引金額を明記する案が有力となっている。公明党は請求書に軽減税率の対象商品の取引金額と税率10%の商品の取引金額をそれぞれ記載する方法を提案しており、軽減税率の取引には印をつけてわかるようにする簡易版の採用が軸となる。将来的には、専用の伝票を作成するE U並みの厳格なインボイスの採用も議論する。

また、与党内では、「みなし課税方式」と呼ばれる仕組みも浮上している。売上と仕入それぞれに占める軽減税率の対象品目の割合を業種ごとに決めておくもので、税額計算は簡単にできるが、いわゆる「益税問題」は更に拡大する懸念がある。